

資料1

公的賃貸住宅のあり方に関する小委員会の設置について

趣 旨

公営住宅を始めとする公的賃貸住宅については、住宅セーフティネット機能の確保を中心として、地域における住まいづくりに大きな役割を果たしてきたところである。

今般、市場重視・ストック重視の新たな住宅政策に対応した制度的枠組みの検討を行うに当たって、公的賃貸住宅の果たすべき役割についても再点検を行い、新たな制度下における公的賃貸住宅のあり方について取りまとめることとする。

具体的には、

- ・ 市場重視の政策に不可欠な住宅セーフティネットの再構築
 - ・ 将来世代に継承できる良質な社会資産の形成（良好な住環境の形成、安全の確保、地球環境問題や少子高齢化への対応等）
 - ・ これらを通じて実現される持続可能なコミュニティの形成
- 等について、民間住宅との役割分担及び連携のあり方を含めて検討し、今後の公的賃貸住宅に関する制度的枠組みについての方向付けを行う。

今後の進め方

- 5月～ 1月に2回を目途に開催
- 公的賃貸住宅の現状と課題
 - 国の責任の果たし方
 - 関係者の役割分担と連携（公・民、国・地方）の考え方
 - これらを踏まえた公的賃貸住宅及び民間住宅のあり方
 - ・ 公営住宅のあり方（施策対象、入居・家賃制度）
 - ・ 公的賃貸住宅のあり方（今後の制度的枠組みの検討）
 - ・ 民間住宅のあり方（モノやヒトに対する公的関与のあり方の検討）
- 等について検討

※ 6月29日の基本制度部会において審議予定の最終報告案に小委員会のそれまでの調査審議結果（基本的方向）を反映

- 9月 中間報告案を取りまとめ、基本制度部会の最終報告・答申に反映

- 10月～ 答申を踏まえ、課題の整理と対応策の検討を実施

社会資本整備審議会住宅宅地分科会基本制度部会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会住宅宅地分科会基本制度部会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会住宅宅地分科会基本制度部会長
八田 達夫

(小委員会の設置)

第1条 基本制度部会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査審議させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成12年6月7日政令第299号）第4条第5項の「委員等」をいう。以下同じ。）は、基本制度部会に属する委員等のうちから、基本制度部会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、基本制度部会長が指名する。

- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから基本制度部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を基本制度部会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月18日から施行する。

参 照 条 文

○社会資本整備審議会令（平成12年6月7日政令第299号）（抄）

（委員の任期等）

第4条 （略）

2～4 （略）

5 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、非常勤とする。

○社会資本整備審議会運営規則（抄）

（議長）

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事の公開）

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。